一七世紀の東アジアにおける海賊問題と琉球

真栄平 房 昭

一研究史の課題と視点

公明 村井章介氏の業績 調査に先駆的に取り組んだ長沼賢海氏の については瀬戸内海 多くの研究がある。 (至文堂、 「倭寇」研究の重厚な成果があり、さらに日本国内 九八八年)をはじめ、 東アジアにおける海賊の歴史については、 佐久間 橋本雄、 一九五五 重 男 藤田明良、 田 『アジアのなかの中世日本』 年 中 中世 ・四国・九州を中心に水軍関係 等、 健 長節子、 夫の諸氏をはじめ、 の国際交流史の分野では中 米谷均氏らによる優れた研究成 多くの論考がある。 佐伯弘次、 『日本の 関周 周知のように 先学に (校倉書房、 近年では 海 史料の の海賊 よる 高橋 村栄 賊

閉じたのであろうか。

の活 海賊史研究はきわめて少ない てきた。それに比べて一七世紀以降、 ~ 一六世紀における 果が次々と発表されている。 動は、 果たして中世の終焉とともに歴史の幕を完全に 「中世」 これらの先行研究では、 のが現状である。 の海賊が主な研究対象とされ Va わゆる では、 「近世」 海 74 0 賊

成果をあげることはできなかった。 成果をあげることはできなかった。 成果をあげることはできなかった。やがて室町幕府の を戻れるでは、成功しなかった。やがて室町幕府の を戻れるでは、成功しなかった。やがて室町幕府の では、その見返りに「倭 の果をあげることはできなかった。

辺では 配権 海民 る狙 人による海 アジア海 基礎として位置 の活動範囲 た豊臣政 天正 通 わ フィリピンを含む広 II の掌握をめざす国内政策であるだけではなく、 らず 海賊 があっ 海 六 域に 0 「海の刀狩令」 は 断続的 活 平 賊行為を禁じ、 権は有名な刀狩令とともに海賊停止令を発布 (一五八八) 年七月八日、 動が 眼 和令にもとづき、 中 を向 づけられていた。 でしだい 豊臣政権にとって海賊停止令の に続い 国 0 けると、 南部沿海 たことに注目する必要がある。 に沈静化したのである。 42 とも呼ばれるこの法令は 海上武装勢力の活動を封じ込め 海域に拡がっ 海賊 V 台湾、 その結果、 つさい 0 動きが一七世紀以降 全国 てい 南シナ海 の東アジア外交の 統 た。② 一をめざして 日本列島 のべ しかし、 貫 海 徹 日本 トナ の周 の支 は 7 4

策にお 海賊 料では 以下の叙述では煩雑さを避けるため 匪」、「洋盗」、 に焦点を絞って、 研究史上なお け 一向を探る一環として、 倭寇」 る琉球船の 「夷 不明 死」 具体的な考察を試 V の点が う呼称の 「保護」 等 多い さまざまな表記がみられるが、 0 問題 ほ 本稿では幕藩制 か 一七世紀以降の VZ みたい。 琉 原則 海盗」、 球船 的 の被害状況 なお、 玉 K 海寇」、 家の対 東アジアの 海賊」 中 外政 国史 など 洋 2

> 平凡社)。 易等の不法行為をする私的な集団をいう」(『日本史大事 力的行為によっ 称する。 う一般的定義にしたがう。 を行う人間」 「海上あるいは海岸で財物を強奪し、 また、 2 「海洋上あるい (『漢語大詞典』 その て通交の安全を脅かし、 語 義 VZ つい は沿海地帯に出没する盗賊」、 H 海 ては、 漢 語大詞典出版社 非合法の暴力的 1 略奪· 海 上に 寇盗や お U て暴 活動 典 貿

二 オランダ船の海賊行為と安全保障

ば、 增 物 が、 額 行為は重要な任務であり、 拠点として通商活動を展開 東アジアに進出したオランダは、 ズヴァルテン・レ 海上での略奪品であったという。 加 0 の約九六%、一六一八年のアウエ・ゾン 大航海時代をリードし オランダ船にとって敵対 平戸 海 たと 賊 行 への搬入および転送によって平戸商館の貿易額 為の Va わ れる。 捕獲 ーウ号のパタニ・バンタン向 品 たポルト で占められた。 平戸商館の扱う貨物類の L た。 国の船の積荷を掠 加藤栄 台湾 たとえば、 ガル B や日本の スペ こうした略奪貨 ネ号の 氏の インに 一六一七 平戸 奪す け 研究によれ 約 0 六二 る海 積 荷総 年 67 を 0 賊 7

ペイン・ポルトガル、さらに中国の貿易船をねらって攻撃 成されると、 するようになり、 一六二〇年一二月、平戸において「英蘭防禦同盟」 イギリス、オランダ両国は敵対勢力であ 海賊の脅威はピークに達した。 が るス 結

る。 型に属するために攻撃目標にされたのである。 襲撃を免れることができたのである。一六三六年九月の た。それを携帯することによって、 館から安全保障の目印となる旗と通行許可証を発給され を未然に防ぐため、 れがあった。 球船もオランダ船の海賊行為の対象として掠奪をうける怖 『平戸オランダ商館の日記』 こうした危険に満ちた状況下で、 というのは、 琉球では薩摩藩を介して、 琉球船と中国船は同じジャンク に、 次のような史料が 東シナ海を航行する琉 琉球船はオランダ船の オラン 掠奪の危険 ひみえ グダ商

の三人の わした日本人の召使から、 のため樟脳を手に入れる様、 奉行宛の手紙について、 上級商務員カロ 昨年及び今年、 次の返事を得 の 薩摩

この召使市左衛門殿は報告した。 がそのために通航許可書と旗とを求めたジャン 昨年、 彼等 (薩摩の

も早くから同じような慣行であった。岩生成一氏によれ

東南アジアに渡航した日本の朱印船など

琉球船に限らず、

L に到着した。 ク船は、 近日中に使者を平戸に送るつもりである、 千ピコルの生糸を持って無事にシナから琉球 そこでこの (薩摩の) 奉行は非常 と語 に満足

た。

ためである。

これは明らかにもう一

通の通航許可書と旗を要求する

B この記事から、 オランダ商館の発行する 「通航許 П

長と面談している 赴く途中で平戸オランダ商館を訪れ、 なお、「近日中に使者を平戸に送るつもりである」とい 奪などを受けることなく安全に航行できた。つまり、 遭遇した際、その通航許可書や旗を提示すれば、 したので「御糸船」とも呼ばれたが、 とが理解できる。 薩摩奉行の意向を裏付けるように、 における敵・味方の識別手段として用いられたのである。 「旗」は、 のようにオランダの旗や通航許可書を携帯した例 琉球船にとっても安全確保の手段であっ 当時の琉球船は中国産の生糸を多く輸入 (『商館日記』一六三七年四月四日条)。 琉球使節二名が上方へ クーケバッケル商 海上でオランダ船に 積荷の 海上 は たこ 3 掠

ば、 性を裏付けるように、 機になったと考えられるが、 る海賊紛争の多発がこのユニークな海事慣行を生みだす契 証を携帯したとみて間違い らが進んで自ら外船に赴いて、これを提示した」という。 に朱印状や紹介状を提示したり、 旗によってこれを知らせ、 ら互いに船種も船籍も国籍も識別し難いので、 世紀後半にいたるまで踏襲されたことは、 スは管見の限り見当たらない。 朱印 のような方式を琉球船も踏襲し、 述のように停船して、 その襲撃を未然に回 船が大洋航海中に外船に会った場合、 琉球船がオランダ船に襲われ ない。 その拿捕砲撃を避けて、 先方から臨検に来船した係員 避するこの紛争回 制海権をにぎるオランダの旗 この方法が少なくとも 当時のアジア海域に あるいは、 オランダの旗 寛文六年 朱印船の船長 まず、 避法 遠 L 距 と通 たケー 0 二 六 この おけ 一七 有効 か 離 る 航 か

口 呵 より吉兵衛殿我等 申之由 蘭陀旗之儀、 球 無之候間 被仰候条、 当年者阿 前々渡海之刻、 此 へ被申 節申 右之段吉衛殿より琉球 蘭陀之主取 候間、 請可被下之由 長崎 右之段又左衛門様 海上用心二持 へ不参候間 小 橋川 へ可 渡 申 E 候 越 静 江

六六

一〇月の琉球王府の文書からも確認

できる。

か

n

ている。

与那 之由 原 被申候間、 口 被申 E 一候事。 来春右之首尾可被仰 遣 候、 委細之儀

考えられるのである。 摩藩を通じて を申請したことが確認できる。 心」のため、 宛てた書簡 は 通する。つまり、 る。 首尾については翌年春に報告する予定であると述べてい 未だ長崎へ着任していないため、 に旗の給付を依頼したのである。 れた進貢 こうした事例は、 すでに一七世紀初 n は 琉球王府の役人が鹿児島 船にも、 の一節である。 前々から携行してい 「阿蘭陀之主取」、 琉球 オランダ風 先述した一六三六年のケースとも共 近世後期の「琉球貿易 8 の進貢船に対するオランダ旗の給付 頃 から慣例的に行なわ すなわち、 その具体的手続として、 の三色旗らし すなわちオランダ商館 た オランダ旗の給付交渉の しかし、 0 「阿蘭陀旗」 「琉球館詰 渡航 当年は 図屏 時 13 れて 0 旗 風 0 「海上 役 商館長 から 衆 再給付 掲 げら に描 たと 用 VZ

Ξ 海 対 す 脱禁止令と幕府の 護 識 琉球船

七世紀中葉、 オランダ船は鄭氏の配下にある中国船

(寛文一三)年三月一三日の幕府法令によれば、次のようぐため、幕府は公権力を発動した。すなわち、一六七三ける恐れが強かった。こうしたオランダ人の海賊行為を防中国船と同じジャンク型の琉球船もオランダ船の襲撃をう敵対勢力とみなし、海上で攻撃するケースが多発したが、

出候ニ付留置候、(中略) 阿蘭陀、琉球船はハン仕間敷旨、今度於江戸初候被仰

る幕府の支配意識が貫かれ

てい

たのである。

琉

球国者日本江相志たか

ふ国ニ候間、

11

0

か

たに

たこの法令は、一七世紀における海賊停止令の具体例としオランダ船の琉球船に対する海賊行為(ばはん)を禁じて見合候とも、彼船はハん仕るへからさる事、

て注目に値する。

化した。 の訓示は しがあっ とで阿蘭陀通詞を介して オランダ商館長は江戸参府の際、将軍への拝礼をす 江戸出立前には暇乞い 一候付、 その交付文書の第五条に、 た。 万治二年 『通航一覧』によると、 琉球船奪取申間敷候事」 (一六五九) に始まり、 「御法令」を読み聞かされ に再び登城して、 琉球之儀: この法令 それ と明記され 老中列 は 以降も慣例 「御条目」 H る慣 座 本 7 御 0 ŧ 手 わ

> からず」という規定があった事実を確認できる。 政策の背景には、 様に、「琉球人は日本臣民なるをもって、 オランダ語で朗読される慣例があった。 によれば、 る。 また、 長崎奉行との謁見でも同様の訓令書が日本語 長崎商館長メイラン 「琉球は日本の従属国である」 (Germain Felix そこでもやは その船を奪うべ と自認す こうした り同

なし、 訓令を読み聞 琉球船に対する掠奪も海賊停止令に抵触する違法行為とみ の海賊行為を厳重に取り締まる方針を明らかにし えられる。 徳川幕府に継承され、オランダ人にも訓示され 新たに位置づけられた。こうした海賊停止令の政策基 停止令)は、 期に豊臣政権が打ち出した海上での掠奪行為の禁止 日明貿易の勘合問題とも密接に関わってきたが、 ところで、 江戸と長崎でオランダ商 実際、 「惣無事令」という全国的 中世以来、 かせたのである。 幕府はイギリスやオランダなど外国勢力 海上武装勢力である倭寇の禁圧 館長 0 面 政策の一 前 におい たも て幕 環とし てお 近世移行 0 (海賊 府 n は

は、 な 海賊 お、 鄭氏 の正体を長崎奉行が究明し、 配 下の 中 玉 船 が 琉 球 船 を襲撃 賠償金の支払いを命 た スで

したことをよく示している。動された制裁措置であり、幕府法が生きた法令として機能助された制裁措置であり、幕府法が生きた法令として機能じた。これは、日本の海賊停止令を犯した場合に実際に発

日条などからも知られる。 が、 それは対中国船や朝鮮船にも共通する一 二面性、 危害を加える行為を禁止するというレトリックになってい 琉球国が日本に従属していることを前提として、 する保護意識が存在したことである。 さらに注目すべき点は、この法の背後に幕府の琉球 次に示す『長崎オランダ商館日記』 言い換えれば、そこに幕藩制国家の琉球支配における 〈従属〉 〈保護〉という関係があらわれてい 幕府法の論理 面があったこと 六八九年四月八 琉球船に では、 に対 る。

て、これはかれらが日本の臣下だからである。(朝鮮)のジャンクおよび琉球についても同様であっ奪したり、損害を与えたりしないこと。これはコレア

から、その船を奪い取ってはならない」という論法で、幕表出されたのが琉球であった。「琉球国は日本に従う国だれているといえよう。その意識がとりわけ鮮明なかたちでここには、東アジア諸国に対する幕府の優越意識が反映さ

そのような支配者意識をオランダ人にことさらに誇示するの被護下に置くという統治意識といわば表裏一体であり、府がオランダ人に海賊禁止令を訓示したのは、琉球を日本

几

中国

沿岸の海賊と琉球

ためでもあった。

う。 ぼしたのか、 次に、 中 国 船 いくつかの具体例を挙げて検討を進めていこ の海 賊 活動 が、 琉 球 船 12 Va かなる影 を及

にした。 種の通航税を取りたてるなど、 賊行為をおこない、 る一派であった。 の中心は、 それにともなって東シナ海域でも不穏な空気 「海賊」がしきりに出没するようになった。 一六四四年、 福建省南安県出身の鄭芝龍 明王朝の滅亡によって治安は大い 彼らは平和的な通商活動のかたわらで海 通航証 (割符) 海上での覇権をほし の発行とひきか ・鄭成功父子の率 海上武装勢力 が 高 えに まり、

続けた。一六六一年五月には国姓爺(鄭成功)のジャンクたが、海上交易の主導権を握る鄭氏は台湾を拠点に抵抗を清朝は、遷界令を発して鄭氏の活動を押さえ込もうとし

船団約三〇)艘がオランダ艦隊と大規模な武力衝突をひ き 起

たのち、 で鄭氏を攻撃しようと画策した。 から派遣した艦隊を福建沿海に集結させ、 その奪還をめざし、一六六二年八月にバタヴィ オランダは台湾南部のゼーランディア城を放棄し 鄭成功は台湾を攻略し、 オランダ勢力を追 清朝と手を組

海上に する攻撃目標の一つとみなされ、 反清の旗を掲げる鄭氏勢力にとって琉球船は敵対勢力に属 その結果、 正式に朝貢船を福州へ こうした緊張した情勢下で、一六六三 (康熙二) 清朝の おける明 清との册封関係が成立したことをうけて琉球は 册封使として張学礼の一 清抗争にまき込まれてしまう事態とな 派遣することになった。 そのため否応なく東シナ 行が琉球に渡 ところが 海 した。 年六

朝秀 をもっ のたび した厳し 東シナ海を往来する琉球船の乗組員たちにとって、 向 て臨ん 重 (象賢) い情勢に対し、 なる襲撃 だのだろうか。 は、 は 六六二 まさに 琉球 その (寛文二・康熙元) 王府の支配層はい 命 が 海 け 賊 0 対 試練となった。 策 に苦 年三月、 慮 かなる認識 た羽 こう 海賊 次 地

以 b

前 か

る。

その

ために

万

事

不

自 曲

な事

態となり、

に中国へ渡航した琉球使節らのうち約四○名は、

未だ

0 ような意見を述べて

[上之覚

異儀指 承候、 琉 無是非仕合二候、 敷かと存候、 罷 74 被申請儀候、 融不罷成、 相続体候処、 とぞ通融罷成様ニ御才覚偏ニ奉願候、 可致朝貢などゝ御座候 申上候へども弥無失念様ニと存如 、球之儀、 成 十人程二而候処、 通候様 就夫此方より存候 かハゆき儀候、 従前 (寛文二年) 三月十 万事不自由 近年乱 琉球 又八・九年前ニ韃靼江使共遣置候、 ニ国姓爺方へ被仰談 代 又大明之代二罷成候 唐江往来商売仕、 も韃靼方へ相順候儀非本意候得 未致帰帆候、 国二被成、 国姓爺事 ハゞ可致合点事も御座候半、 二罷成候、 は Ŧī. 琉 H 国姓 球船 八毎年日本江船遣 其 此 候 右 唐 E 爺 着 11 通 右之旨先日口 70 \pm 致 用 11 以上。 参候刻 一候は 海賊 ゞ弥以如 司 雜具等二至迄 奉背御 位も唐 地 候故、 7, 捨殺ニ は 上下 より 前 共 意 候 状ニ 通 間 由 2

と中 す なわ 国の海上交通が断 ち、 「国姓爺」こと鄭氏 絶の危機に直 0 海 面してい 賊 活 動 によっ た状況 7 が こよく 琉

42

帰 なってしまう、 国し ていない が、 と不安な心情を羽地は強く訴えたのであ このままの状態では彼らが 「捨殺」 VZ

る。

の鄭氏 に依頼 状況となって苦慮したのである。 て鄭氏と太いパイプをもつ幕藩制国家を介して、 のため、 航行安全の保障を鄭氏 で明・清対立の局外的立場にある日本を介して、 (閉塞状況) このような現状を打開するため、 た。6 からすれ 明・清の武力抗争のはざまで琉球は、 をなんとか打開しようと考えたのである。 つまり、 ば 敵方の 清朝の册封をうけた琉球は、 に求めるべく、その交渉方を薩摩藩 陣営に属するとみなされ そこで、 東アジア国際関 長崎貿易を通じ 板挟み的な 琉球船 琉 親明派 た。 係 球 の中 2 0 0

可申候、 は に備えて武器を携帯し、 段として武装する必要に迫られ ようになっ 海賊との実戦に備えた。 「於唐往還中途、 明清動乱という荒々し 少も臆病仕間 彼らは 若遇賊 出 敷 海賊 帆前 事(7 危険な東シナ海を航行するその姿 船候刻 琉球渡唐役人たちの起請文に、 い時代の風潮を反映している。 に鉄 という誓約文言が 0 た 時代には、 1 砲 のであ 船中 0 射 30 撃訓練を行 人数以相談随 琉球船も自衛手 海 賊 加 との えられる な 交戦 分 11 働

六六四

(寛文四)

年、

こまれたことを如実に示すものとい えた三勢力による海上抗 台湾鄭氏と清朝の対立に挟まれ、 争 の渦中に、 さらにはオランダ船を加 えよう。 琉球も 否応

たのである。 鄭氏 船二 三・康熙一二) n 0 団に襲われた。 乗組員の大半が殺害され、 賊に襲われ、 (小唐船) 錦舎家老鄭蕭」 長子にあたる鄭経は、 六七〇 艘が浙江 消息不明となったのである。 族で、 が 福州へ向かう途中、 鄭経の配下にある海賊 (寛文一〇・康 省の定海方面 積荷を奪い取られるという事 年三月には、 その正体は清朝に反旗をひるがえす台湾 をリー ダーとする一味が、 別名 生き残った一部の者も連れ からやって来た十三 (熙九) 福州の五虎門に向かった琉 「錦舎」とも称した。 福建省海 さらに一六七三 年 集団であっ 月 塘 一件が 琉球船を襲 Щ 琉 た。 起 0 艘 球 近 こつつ 0 (寛文 鄭 進 海 海 去ら た。 で 貢 功 船 0 海

れば、 の対応を批判した。 向象賢) 味の仕業なのか判明したであろうに、それをわきまえず この海賊事 海賊の一人でも「人質」 らにあてた寛文十二年 件を知 すなわち、 った薩摩藩 に捕らえて置けば、 琉 の家老衆 九月二十 球 王府の かは、 五日 高官、 琉 付 球船 書 羽 地 簡 乗 K 組 員

福州 刑とし、 立場に 怒りの色を へ逃れ あっつ その た正 露わにしたのである。 たことは 他 0 議 関係者 大夫の大宜味親雲上 「臆病至極」かつ「不忠之至」 した。 (②) (②) そして、 (蔡国器)を遠 進貢船の監 科 だと、 iz 処 島 督

う厳し

い措置を下

す

的

流

之衆」に命じている。 処罰する意志を示したことである。 に報じられ、 さらに注 目 奉行所では琉球船を襲った すべきは、 この事 件が薩摩藩 藩は、 海賊」 海賊 から長崎 琉球 のさらなる の 一 0 奉 渡唐 味を 行 所

行衆へ具ニ被仰達候處ニ被聞召置候、 賊ニ而可有之と之物音ニ候、 去々年 御仕 置も可有之と珎重 (寛文十)、 琉渡唐船遇海賊 二存候事 弥錦舎方之賊二 候 多分錦 儀 長崎 舎方 相 究候 之海 御 奉

致 仕儀二候得共、 可 右之海賊去々年利を得候之間、 申と心懸待居候半と気遣 渡唐 之衆 弥以入念賊船取 慥三可! 被申付 二候、 掛候刻之應答樣 尤於琉球専 當冬之進貢舩を押取 下略 相 談可 具 被 被

る。

方之海 薩摩藩の依頼をうけた長崎奉行所では、 賊 が 犯人とみて、 台湾の東寧船 を取調べ おそらく たとこ 「錦舎

> し₍₃ た²³府 は 琉球 賠償金として銀三百貫目の支払いを命じ、 ろ、 主 海賊の一 府に渡すことに 件落着の御礼使者として、 味と判明した。 (注) (三) (三) (三) そこで、 平良親方を薩摩 長崎 奉行は 薩摩藩を介 年、 東寧 琉 船 派 球 VZ

といい しく、 共、 に到着し れた琉球人を日本へ連れてくるように申し渡し 百貫目御取被遣候、 ば、「たいわん舟、 老あての延宝元年六月の書状が (残り居) 琉球) 人取 ところで、この海賊事件は世 未参候、此六人ハせ う記事が見える。 長崎町人(浦) てい 申 候を、 中候、 な 64 当年壹さうも不参候、 当年日本へつれ参候 それに付、 六名の Ŧi. りうきう人六人たい 島町 すなわち、 いは (全) 琉球人は殺されたというの V しまつ 残されてい 間 か (成敗) 台湾船によっ の人々の ら熊本の宇 (島 仕候様二 へと被 去年、 わんニの 津 評判 る。 殿 たが、 て連れ 土 になっ 2 仰 申 細 りうきう n 銀子三 付 こり 12 候 であ 未だ 去ら 候 よれ たら 事

ことは困難であっ 効性を発揮し 幕 府 0 海賊禁止令は たが、 中 実際、 日本近海におけるオランダ 玉 人の海賊行為を完全に封じ込 中 国沿岸に おける琉球船の被 人に は る 有

は、いわば「御題目」の空文に等しかった。害はその後もたびたび発生しており、日本の海賊停止令

を備ふ、是海賊の用心なり」とある。
も、「進貢船は矢倉を揚け、狭間を明け砲を置、弓鉄砲等も、「進貢船は矢倉を揚け、狭間を明け砲を置、弓鉄砲等に武器を積み込んで海賊の襲撃に備えた。『通航一覧』にそこで琉球船の乗組員たちは自らの生命を守るため、船

供えた。

一六七二(寛文一二・康熙一一)年閏六月八日、羽地按一六七二(寛文一二・康熙一一)年閏六月八日、羽地按一六七二(寛文一二)・鉄砲などの火器は、薩を要請している。こうした石火矢・鉄砲などの火器は、薩と要請している。こうした石火矢・鉄砲などの火器は、薩と要請している。こうした石火矢・鉄砲などの火器は、薩と要請している。こうした石火矢・鉄砲などの火器は、薩と要請している。こうした石火矢・鉄砲などの火器は、薩と要請している。こうした石火矢・鉄砲などの火器は、薩と要請している。こうした石火矢・鉄砲などの火器は、薩との大きにある。

ようやく五虎門近海に難をのがれたが、死者五名、負傷者さかんに射かけてきた。その攻撃をかわしながら琉球船はに鉦や太鼓を打鳴らし、鬨の声をあげながら弓矢や鉄砲を明、福州沖で賊船一三艘に取り囲まれた。賊船はいっせい明、福州沖で賊船一三艘に取り囲まれた。賊船はいっせい方を、延宝元)年春に出帆した進貢船は、三月一八日未六七三(延宝元)年春に出帆した進貢船は、三月一八日未

る。 滞在中に病死した。その子息がのちに有名な鄭順則であ 泰祚) 一十四名を出した。 北京往還の途次、 彼自身、その生涯をつうじて何度も中国へ渡り、 も重傷を負い、 蘇州に立ち寄る際は父の墓前に香華を 乗組員中の都通事の古波蔵親雲上 福州で手当をうけたが、 のち に 福 蘇 (程 州 州

中国沿岸に出没する武装勢力の動きに対し、琉球王府の中国沿岸に出没する武装勢力の動きに対し、琉球王府のちが日常的に武芸訓練をおこなう必要があるとして、次のちが日常的に武芸訓練をおこなう必要があるとして、次のちが日常的に武芸訓練をおこなう必要があるとして、次のちが日常的に武芸訓練をおこなう必要があるとして、次のちが日常的に武芸訓練をおこなう必要があるとして、次の中国沿岸に出没する武装勢力の動きに対し、琉球王府の中国沿岸に出没する武装勢力の動きに対し、琉球王府の中国沿岸に出没する武装勢力の動きに対し、

たい。 つけられているが、 支えなければ、 弓を日頃からたしなむことは、 ならない。そこで考えるに、 遭ったときは、 しかし、毎年中国へ渡航するのであるから、 琉球国はきわめて平和で、 渡唐の衆は毎年、 鉄砲までも日頃から訓練を命じていただき 槍・長刀・弓・鉄砲などで応戦しなけれ その程度の訓練ではまず役に立つま 潮の崎で三日間 琉球役人は誰でも槍・長刀 奉公の義務であろう。 武道の必要は絶えて無 の鉄砲稽古を仰 もし 海 差し 賊 W K

と思う」と。

に返却させる武器管理の体制を堅持していたのである。 に返却させる武器管理の体制を堅持していたのである。 に返却させる武器管理の体制を堅持していたのである。 とはいうまでもない。渡唐役人らは海賊対策用の鉄砲や石た。 鉄砲の取り扱いに薩摩藩がとくに神経をとがらせたこた。 鉄砲の取り扱いに薩摩藩がとくに神経をとがらせたこた。 鉄砲の取り扱いに薩摩藩がとくに神経をとがらせたこた。 鉄砲の取り扱いに薩摩藩がとくに神経をとがらせたこた。 鉄砲の取り扱いに薩摩藩がとくに神経をとがらせたこた。 大気などの携帯を認められたが、帰国後は必ず在番奉行所 大矢などの携帯を認められたが、帰国後は必ず在番奉行所 大矢などの携帯を認められたが、帰国後は必ずを番を行所

- (1) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、(1)藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、
- 者:試析一七九五年至一八一○年広東省海盗集團之成因者:試析一七九五年至一八一○年広東省海盗集團之成因者:試析一七九五年至一八一○年広東省海盗集團之成因者:

知られている(『朝日新聞』一九九九・七・三・『New-

- 商館の貿易活動と琉球・薩摩」(九州大学文学部『史淵』琉球の位置づけについては、拙稿「イギリス・オランダ琉球の位置づけについては、拙稿「イギリス・オランダー・一種夫編『日本前近代の国家と対外関係』、吉 歌座絵 日本版』一九九九・七・七)。
- 書店)三八九~三九〇頁。

二五輯、一九八八年)を参照。

第一書房、一九七八年、八二頁)。 (6) 「内務省文書」第二五号(『東恩納寛惇全集』第二巻(五八五年)一○○頁。 一九八五年)一○○頁。

- 7 六六七年一一月六日。 (Daniel Six)。在任期間一六六六年一〇月一八日~一 当時の長崎オランダ商館長は、ダニエル・シックス
- 8 滋賀大学経済学部附属史料館所蔵「琉球貿易図屛風」。
- 9 覧』巻二百四十三。 国立公文書館內閣文庫蔵「長崎御役所留」、『通航一
- 10 大英図書館所蔵ケンペル収集資料(Add.Ms 4090 fol
- 11 メイラン「日本」(『長崎県史』史料編・第三、三七四
- 12 13 一九八五年) 第四章。 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会) 真栄平房昭「明清動乱期における琉球貿易の一考察」
- 14 (『九州史学』第八〇号、一九八四年)。 『バタヴィア城日誌3』(平凡社東洋文庫) 二五〇
- 15 『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』 五七頁。
- 16 前掲注(13)論文を参照
- 17 集室紀要』一二号、七三頁)。 「「内務省文書」とその紹介」(沖縄県立図書館 史料編
- 18 『華夷変態』巻二。
- 19 『鹿児島県史料 旧記雑録追録 四五一号。
- 20
- 21 『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』 四五二号。
- 鹿児島県史料 旧記雑録追録 四七六号。

- 23 『大和江御使者記』および『曹姓家譜』 四世慶
- 24 九州大学・九州文化史研究施設所蔵「宇土細川家文
- 『通航一覧』巻二十
- 26 25 『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』一四三二号。
- 27 『華夷変態』巻二。
- 28 程氏家譜』六世程泰祚。
- 九八四年、八四頁)。 蔡温「独物語」(崎浜秀明編『蔡温全集』、本邦書籍、

30

真栄平房昭 「在番制の成立」 (『新 琉球史

近世編

上』、琉球新報社、 (まえひら 一九八九年、 ふさあき・神戸女学院大学文学部教授 一一七~一一八頁)。